ＰＦＯＩ等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令

〇厚生労働省、経済産業省、環境省令第三号（令和七年十二月十七日）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百十六号）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十条第二号及び第二十八条第二項の規定に基づき、ＰＦＯＩ等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

ＰＦＯＩ等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令

（ＰＦＯＩ等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令の一部改正）

第一条　ＰＦＯＩ等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令（令和六年厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。 第一条第一号中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に、「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令」を「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」に改め、「及びロ」を削り、同条第 二号中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に、「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律」を「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に改め、同条第三号中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改 める。

第二条中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

（ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）を定める省令の一部改正）

第二条　ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）を定める省令（令和六年厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

題名中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

第一条第一号中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に、「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令」を「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」に改め、「及びロ」を削り、同条第二号中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に、「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律」を「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に改め、同条第三号から第七号までの規定中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

第二条から第十条までの規定中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

（ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令の一部改正）

第三条　ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令（令和六年厚生労働省・経済産業省・環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

題名中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

第一条第一号中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に、「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令」を「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」に改め、「及びロ」を削り、同条第 二号中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に、「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律」を「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に改め、同条第三号から第八号までの規定中「ＰＦＯＩ等」 を「ＰＦＯＩ」に改める。 第二条から第十条までの規定中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

附　則

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第一項ただし書に規定の施行の日（令和七年十二月十七日）から施行する。